南会津町学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査要項

この審査要項は、南会津町が実施する「南会津町立田島学校給食センター・伊南学校給食センター調理・配送業務委託及び田島第二小学校・荒海小学校調理業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものです。

１　審査機関

⑴本業務に係るプロポーザルの審査は、南会津町学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において実施します。

⑵審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書及び価格提案書等の内容について、審査要項に基づき審査します。

⑶審査及び受託候補者の選定は、実施要項に定めるＡからＤまでの業務ごとに行います。

２　審査項目及び配点

審査項目及び配点は、別紙「審査項目及び配点」のとおりとします。

３　審査方法

⑴審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会の場でのプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて行います。

⑵プロジェクターとスクリーン等は町で準備しますが、その他必要な機材については、参加者が準備するものとします。

⑶説明にパワーポイント等を使用することはできますが、提出された企画提案書の内容に基づくものとし、新たな提案内容を追加することはできません。

⑷企画提案書の内容について、説明者から説明（20 分程度）してもらい、説明後に質疑（10 分程度）を行います。

⑸説明者の出席は、２名以内とします。

⑹複数の業務に応募している参加者については、業務ごとに提案内容の説明及び審査を行います。

⑺審査委員は、企画提案書、価格提案書及びヒアリングの内容に基づき、別紙の審査項目ごとに評価・採点します。

⑻審査委員の採点結果を業務ごとに合計し、合計点が最も高い参加者を第１交渉権者として選定します。同点の場合は、審査会において協議の上、順位を決定します。

⑼参加者が１者のみであった場合も審査を実施し、本業務を適正に遂行できると認められるかを評価します。審査の結果、受託候補者として適当でないと判断した場合は、第１交渉権者を選定しないことがあります。

（10）正当な理由なく遅刻又は欠席した場合は、失格とします。

４　審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面又はメールで通知するとともに、町ホームページに掲載します。

５　その他

⑴審査委員は、審査において知り得た情報を外部に漏らしてはいけません。

⑵要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、審査会において協議し、決定します。

別紙　審査項目及び配点

審査項目		配点	評価及び評価点				
			特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
業務遂行能力に関する評価							
	過去の類似業務の実績や経営状況等から、本業務を安定して遂行できる能力を有しているか。	10	10	8	6	4	2
	小計		／10 点				
企画提案に関する評価							
	仕様書の内容を十分理解し、調理・配送の手順、作業分担及び業務の実施計画が具体的か。	15	15	12	9	6	3
	責任者・有資格者の配置、職員の勤務体制、欠員時の対応及び職員研修が適切か。	15	15	12	9	6	3
	衛生管理、食中毒・異物混入防止及び食物アレルギー対応の手順・確認体制が具体的か。	25	25	20	15	10	5
	事故・災害・設備故障等の緊急時に対応できる体制が整っているか。	10	10	8	6	4	2
	学校及び教育委員会との連携体制や、業務開始に向けた引継ぎ・移行準備の計画が適切か。	10	10	8	6	4	2
	地元雇用や地域経済への貢献について、実現可能な提案があるか。	5	5	4	3	2	1
	小計		／80 点				
価格に関する評価							
	業務内容及び人員体制等に照らし、見積額が適切か。	10	10	8	6	4	2
	小計		／10 点				
合計			／100 点				